

指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

本市では、更新対象事業所のサービスと、同一所在地で行う同種のサービス事業所の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせることができるとしています。

具体的な手続き方法等は、以下のとおりです。

1 指定有効期限を合わせることが可能な対象サービス

- ① 同一種別の「居宅サービス」と「介護予防サービス」（地域密着型含む）、「第 1 号事業」（訪問系サービス、通所系サービス）

（例）訪問看護と介護予防訪問看護

訪問介護と介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス

- ② 「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」

- ③ 「介護老人福祉施設」と「（介護予防）短期入所生活介護」

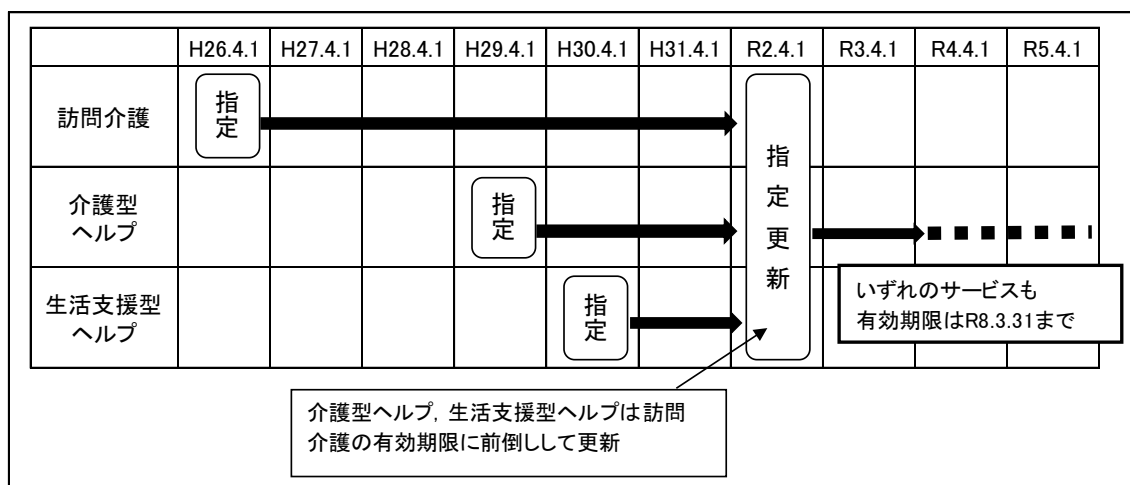
※いずれも、同一所在地で指定を受けており、一体的にサービス提供されていることが必要です。（ただし、①について、「短期集中運動型デイ」は、同一所在地で指定を受けていれば、可能とします。）

【イメージ】

○訪問介護 指定有効期間：平成 26 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

○介護型ヘルプ 指定有効期間：平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

○生活支援型ヘルプ 指定有効期間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日



2 手続き方法

指定更新申請に必要な書類に加え、「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を提出してください。

3 留意事項

この取扱いは、手続き等に係る事務負担の軽減を目的とするものです。

必ずしも申出書を提出する必要はありませんので、指定有効期限を合わせない場合は、これまでどおりサービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。

記入例

指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書

年 月 日

(あて先) 京都市長

(所在地)

申請者 (名 称)

(代表者の職・氏名)

下記の事業所について、指定の有効期限を合わせて更新を受けたいので申し出ます。

1 今回更新申請が対象の事業所（指定有効期間が満了する事業所）

事業所番号	2660309875	サービスの種類	訪問介護
事業所名称	〇×訪問介護事業所		
事業所所在地	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1		
指定有効期間満了日	令和 2 年 3 月 3 1 日		

2 上記事業所に合わせて更新する指定有効期間満了日が異なる同種のサービス

事業所番号	2660309875	サービスの種類	①介護型ヘルプ ②生活支援型ヘルプ
指定有効期間満了日	①令和 5 年 3 月 3 1 日 ②令和 6 年 3 月 3 1 日		